

広島県告示第七百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町坂瀬川五九九二の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 解除の理由

道路用地とするため